学則変更（定員増）手続き（幼稚園、中学校、高校、各種学校）

時期		申請者	県	備考
前々年度		相談		
	（期限）11／30	事業計画書提出		＊ 添付書類 ・ 理由書 ・ 学則の新旧対照表 ・ 学級編成及び教職員編成新旧対照表 ・ 施設の変更に要する経費の資金計画表 ・ 施設の概要 ・ 校地図面、校舎等の配置図及び平面図
			書類審査	＊ 申請者から提出された事業計画書に基づき、県が審査する。
前年度	8月頃		私学審議会 事業計画適否通知	＊ 事業計画の適否について、県は私学審議会に協議する。 ＊ 私学審議会の報告を受け、県は申請者に事業計画の適否を通知する。
	（期限）10／31	認可申請書提出		＊ 添付書類 ・ 理由書　・ 学則の新旧対照表 ・ 学級編成及び教職員編成新旧対照表 ・ 変更後の学則全文　・ 経費及び維持の方法 ・ 変更年月日 ・ 施設の概要 ・ 施設に関する権利関係を証する書類 ・ 校舎等の配置図及び平面図
			審査（必要により現地調査）	
	2月頃		私学審議会 認可書交付	＊ 認可の適否について、県は私学審議会に諮問する。 ＊ 私学審議会の答申を受け、県は認可の適否を判断し、申請者に認可書を交付する。
	4／1	施行（定員増）		